

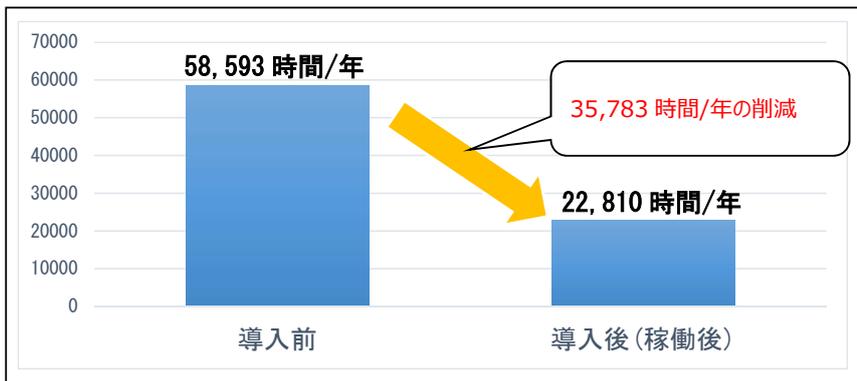
# 県総合計画 第5部「挑戦する県庁」への変革に関する取組 補足資料

## 1 ICT活用による業務効率化

### 1) RPAの導入推進

- ・令和元年度は 20 業務へRPAを導入し、**職員の業務時間 35,783 時間(見込み)の削減効果**が得られました。中でも「県立学校教職員の出張旅費の入力業務」において 16,354 時間（見込み）の削減ができました。
- ・財務会計システムを利用するRPAは、**手書きの申請書をデジタル化する AI-OCRとも連携**させることで、今年度の**新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給にも活用し、支払処理に関わる時間を 1 件当たり 12 分から 2 分へと約 80%短縮**しました。
- ・**令和2年度も 20 業務にRPAの導入中**であり、引き続き、業務改革を推進してまいります。

### 2) RPAによる業務時間削減効果(令和元年度:20 業務)



#### 【主な導入業務】

- ・県立学校教職員の出張旅費の入力業務
- ・小中学校非常勤講師の給与支払業務
- ・予算令達業務(県立学校・知事部局等)
- ・児童福祉施設への委託費集計業務
- ・介護支援専門員の登録業務
- ・財務会計システムへの支払先の口座登録
- ・不動産取得税の税務情報入力業務
- ・財務会計システムによる支出処理業務
- ・電子印影の押印業務
- ・源泉徴収一覧表の作成

## 2 県庁業務のデジタル化に向けた挑戦

### 1) 行政手続・契約・内部事務のデジタル化

| 項目                 | 対象         | デジタル化へ対応                  | 現況  | 今後の取組   |
|--------------------|------------|---------------------------|---|---|
| ① 県民等が提出する書類のデジタル化 | 県民等→県庁<br> | ・電子申請の推進<br>・紙申請の押印廃止     | ・ <b>県で対応可能な業務 100%電子化</b><br>・ <b>県規定の押印を原則廃止</b><br>(2020年12月)              | ・法令等が障壁となっている以下の実現について、 <b>国の法令等の改正又は対応可とする解釈の明確化を要望中</b>       |
| ② 公印のデジタル化         | 県民等←県庁<br> | ・県発出文書のデジタル化<br>(電子署名の活用) | ・電子印影の導入(2020.6月)<br>・公印に代わる電子署名の導入検討中  | ○ 国法令等に基づく行政手続の電子化・押印廃止の推進<br>○ 公印に代わる電子署名の導入<br>○ 立会人型の電子契約の導入 |
|                    | 県庁⇄企業等<br> | ・電子契約への移行                 | ・民間で広く普及してきている立会人型電子契約の導入検討中  |   |
| ③ 内部事務のデジタル化       | 県庁(職員)<br> | ・電子決裁の推進<br>・紙文書の押印廃止     | ・電子決裁率ほぼ 100%(2018.7月)(年間約 24 万件)<br>・ <b>人事関係、会計関係等の業務の押印を原則廃止(2020年10月)</b> | 対応完了  |

### 2) デジタル化の実績

日経グローバル(11月16日発行号)の特集「自治体のデジタル化 ほどこまで」中、同誌が総務省の調査結果をもとに独自に算出した「電子化推進度ランキング」において、**本県は全都道府県の中で総合 1 位**となりました。

### 3 テレワーク推進の取組

#### 1) テレワーク制度の概要

|             |  |
|-------------|--|
| ① 在宅勤務      | 自宅のパソコンを利用し、職場のパソコンと同じように業務を行う。<br>●勤務場所<br>自宅 又は、所属長の承認を受けた場所(例 職員が介護を行う要介護者の自宅など)<br>●勤務時間<br>5:00～22:00 の間で「7時間 45 分」を設定<br>●実施単位<br>1日、半日、時間単位で実施可能(原則週4日まで)<br>※自宅にパソコンやインターネット環境がない場合には、機器のレンタルも可能 |
| ② サテライトオフィス | 県内6か所(県庁、合同庁舎4所、つくば保健所)のサテライトオフィスでの勤務  |
| ③ モバイルワーク   | 出張時に、職場の薄型パソコンやタブレットを利用して電子決裁や報告書等の作成が可能<br>職員個人のスマートフォン等で職場のメールチェックや返信等が可能  |

#### 2) テレワークの一層の推進

- 新型コロナウイルス感染拡大時の感染防止対策を徹底するためテレワークのさらなる活用に向けた環境整備を推進  
→ 庁内の仕事の進め方のルール徹底、職員の意識啓発、所属における業務見直し 等
- 1人1台配備する職場のパソコンを自宅に持ち帰ってテレワークすることを可能とする環境整備を推進